

一般財団法人岩手県建築住宅センター 構造計算適合性判定手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人岩手県建築住宅センター構造計算適合性判定業務規程」(以下「規程」という。)第20条第1項の規定に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する構造計算適合性判定(以下単に「判定」という。)の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(判定手数料)

第2条 規程第11条第3項に規定する判定の契約を締結した場合の規程第20条第1項に規定する判定手数料の額は、表1に掲げるとおりとする。なお、特別の事情があるとセンターが判断する場合は、判定手数料から減額することができるものとする。

(計画の変更に係る判定手数料)

第3条 規程第19条に規定する計画の変更に係る判定手数料の額は、前条に規定する額と同額とする。なお、変更の内容を勘案して審査が合理的に行えるとセンターが判断する場合は、計画の変更に係る判定手数料から減額することができるものとする。

(附則)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年10月8日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年1月17日から施行する。

(附則)

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

表1

判定手数料表

床面積の合計 (㎡)	大臣認定プログラム未使用時	大臣認定プログラム使用時
$A \leq 1,000$	207,000 円	150,000 円
$1,000 < A \leq 2,000$	272,000 円	180,000 円
$2,000 < A \leq 10,000$	310,000 円	200,000 円
$10,000 < A \leq 50,000$	—	—
$50,000 < A$	—	—